

地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準の全部改正案 の概要

現行の地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成 7 年建設省告示第 2 0 9 0 号）は、改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律第 5 条第 3 項第 1 号に基づいて定められていますが、改正耐震改修促進法の施行に伴い、同告示を廃止し、同法第 8 条第 3 項第 1 号に基づいて新たな基準を定めることとします。

○改正概要

耐震改修促進法第 8 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準を、同法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられることとします。